

# 特定非営利活動法人 黒磯観光協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人黒磯観光協会という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を栃木県那須塩原市大原間西1丁目1番地10に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、那須塩原市黒磯地区における観光事業の振興を図り、公共の福祉に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 観光の振興を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡大を支援する活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ①観光宣伝事業
- ②観光資源の保護事業
- ③観光誘客事業
- ④観光従事者接遇向上事業

#### (2) その他の事業

- ①板室ダム湖カヌー体験ツアー事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、本会の活動に積極的に取り組む個人、法人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の活動を賛助するために入会した個人、法人及び団体

#### (入会方法と資格)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、入会を希望する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくはこれに準じるものに該当するときは、この者の入会を認めない。

#### (会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である法人又は団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

#### (退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に事前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) 第7条第3項の規定に抵触している事実が判明したとき

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員、顧問、参与及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上30人以下
  - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち1人を会長、5人以内を副会長とする。

(顧問及び参与)

第14条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。
- 4 顧問及び参与は、総会、理事会及び正副会長会議における議決権を有しない。
- 5 顧問及び参与の任期は、委嘱の日から2年以内の期間で会長が定める。ただし、再任を妨げない。

(選任)

第15条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。ただし、那須塩原市役所内の観光行政所管課長は正会員並びに理事とする。

- 2 会長、副会長は、理事会において選任する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第16条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があら

かじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること
- 6 顧問及び参与は、会長の要請に基づき総会、理事会及び正副会長会議に出席し議事に対して参考意見を述べることができる。

(任期等)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に事前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員)

第21条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長及び職員は、会長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他この法人の運営に関する重要な事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上の者から会議の目的である事項を記載した書面により、招

集の請求があったとき

(3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第51条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者若しくは表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 会長、副会長の選任及び解任
- (4) 顧問及び参与の推薦
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求があつたとき
- (3) 第16条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記



名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) 借入れに伴う流動資産
- (7) その他の収益

### (資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

### (資産の管理)

第42条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### (会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### (会計区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

### (事業計画及び活動予算)

第45条 この法人の事業計画及び活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、

会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加又は更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項 (役員の数に関する事項を除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項 (残余財産の帰属すべき事項に限る。)

## (10) 定款の変更に関する事項

### (解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決をもって決した者に譲渡するものとする。

### (合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

### (細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会 長 荻原 正寿

副会長 村山 茂

同 横山 和市郎

同 秋元 義彦

同 高根沢 武一

同 山口 忠孝

理 事 石原 一雄

同 石山 桂子

同 泉 洋平

同 遠藤 功一

同 遠藤 周子

同 大輪 洪一

同 菊地 成典

同 小久保 進

同 酒寄 剛史

同 渋井 和男

同 渋井 節子

同 高木 美代子

同 高根沢 謙一

同 高根沢 勇一

同 波多腰 治

同 春山 かおり

同 平井 正美

同 深澤 譲二

同 前田 浩美

同 室井 康希

同 室井 孝幸

監 事 和久 靖

同 村上 英喜

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和7年3月31日以降に開催される最初の通常総会の終結のときまでとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

特定非営利活動法人黒磯観光協会 会費一覧

【年会費】

- 1 個人 業種に限らず 7,000円  
※ただし、那須塩原市役所内の観光行政所管課長は会費なしとする。
- 2 法人等は次の区分による
  - (1) 宿泊施設
    - ①旅館、ホテル、ビジネスホテル、ペンション、ゲストハウス等
      - ア 法人格を有しない事業者 10,000円
      - イ 法人格を有する事業者 20,000円
    - ②建物を有しない宿泊施設（キャンプ場、RVパーク、グランピング等）
      - ア 法人格を有しない事業者 10,000円
      - イ 法人格を有する事業者 15,000円
  - (2) 飲食施設
    - ①収容人員 100人未満 7,000円
    - ②収容人員 100人以上 15,000円
  - (3) スポーツ・観光施設
    - ①法人格を有しない事業者 7,000円
    - ②法人格を有する事業者 10,000円
  - (4) 交通機関 7,000円+車の保有台数×500円  
※交通機関の車の保有台数は普通車を1とし、普通車以外についてはマイクロバスを普通車の1.5倍、路線バスは2倍、観光バスは4倍、レンタカーは0.5倍に換算し保有台数を算出する。
  - (5) 物産販売
    - ①従業員5人以下 12,000円
    - ②従業員6人以上20人以下 15,000円
    - ③従業員21人以上 20,000円
  - (6) その他の業種
    - ①従業員20人以下 10,000円
    - ②従業員21人以上 15,000円
  - (7) 複合施設 主たる施設の会費+従たる施設の会費×0.5  
※業種の異なる施設を同一敷地内で営んでいる場合に適用する。
  - (8) 法人格のない非営利団体
    - ①物産販売(産直) 10,000円
    - ②その他の業種(愛好会等) 7,000円
  - (9) 賛助会員 一律 20,000円
  - (10) 団体加入(業界団体) 一律 20,000円

役員名簿

特定非営利活動法人 黒磯観光協会

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	役員報酬 の有無	備考
理事	おだわら まさとし 萩原 正寿	[REDACTED]	無	会長
理事	むらやま しげる 村山 茂	[REDACTED]	無	副会長
理事	よこやま わいちろう 横山 和市郎	[REDACTED]	無	副会長
理事	あきもと よしひこ 秋元 義彦	[REDACTED]	無	副会長
理事	たかねぎわ たけいち 高根沢 武一	[REDACTED]	無	副会長
理事	やまぐち ただたか 山口 忠孝	[REDACTED]	無	副会長
理事	いしはら かずお 石原 一雄	[REDACTED]	無	
理事	いしやま けいこ 石山 桂子	[REDACTED]	無	
理事	いづみ ようへい 泉 洋平	[REDACTED]	無	
理事	えんどう こういち 遠藤 功一	[REDACTED]	無	
理事	えんどう しゅうこ 遠藤 周子	[REDACTED]	無	
理事	おおお こういち 大輪 洪一	[REDACTED]	無	
理事	まくち しげのり 菊地 成典	[REDACTED]	無	

理事	こく保 すす 小久保 進		無	
理事	さかより ことし 酒寄 剛史		無	
理事	しぶい かずお 波井 和男		無	
理事	しぶい せつこ 波井 節子		無	
理事	たかぎ みよこ 高木 美代子		無	
理事	たかねざわ けんいち 高根沢 謙一		無	
理事	たかねざわ ゆういち 高根沢 勇一		無	
理事	はたこし おさむ 波多腰 治		無	
理事	はるやま かおり 春山 かおり		無	
理事	ひらい まさみ 平井 正美		無	
理事	ふかさわ じょうじ 深澤 譲二		無	
理事	まえだ ひろみ 前田 浩美		無	
理事	むろい こうき 室井 康希		無	
理事	むろい たかゆき 室井 孝幸		無	
監事	おぐ やすし 和久 靖		無	
監事	むらかみ ひでき 村上 英喜		無	



## 設立趣旨書

### 1 趣旨

黒磯観光協会は、1969年に任意団体として発足してから50年以上にわたり、旧黒磯市（現那須塩原市）を中心とした観光の振興に寄与する団体として、多くの観光客の皆さまをお迎えしてまいりました。また、行政をはじめ多くの個人・団体等の協力を得ながら地域経済の発展にも寄与する活動に努めてまいりました。

2005年に1市2町が合併し、那須塩原市が誕生したのちも、黒磯地区の観光振興とともに、一般社団法人那須塩原市観光局の下、那須塩原市全体の観光振興にも尽力し、近隣観光協会等とも連携を深めながら、多くの観光客の皆さまに満足いただける観光地域づくりに努めてまいりました。

その後、時代の流れと共に、権利関係を始め任意団体としての活動に限界を感じるとともに、行政からの支援（補助金等）が一定程度抑制されつつあったことから、2011年より自主事業の一つであるカヌー体験ツアーを造成し、これによるわずかな収益を活動の財源としたところでした。しかしながら、その収益性から、行政より特定団体の収益事業への協力が困難とされ、これまで行政に委任していた当該事業に係る各方面への許認可申請等について当協会独自での申請が求められました。当協会としては事業継続に向けて協議検討を重ねてまいりましたが、任意団体のままでは各官公庁への申請もままならず、事業の継続に支障が生じ始めていたところでした。

こうした背景の下、会員を始め、多くの観光客の皆さまから事業の継続を切望する声が上がっていたことから、当協会を法人化し、更なる事業を展開していくことで本市における観光振興と会員の相互発展のために立ち上がった次第です。

今後は、特定非営利活動を中心としつつ、観光客の皆さまに十分満足いただける観光地域づくりを推進するとともに、当黒磯地区を持続可能な観光地域とするため行政や他団体との連携を更に強化し、地域経済の発展にも努めてまいります。

### 2 申請に至るまでの経過

令和5年	8月28日	法人設立のための準備会発足
	11月21日	設立準備会の開催
	11月30日	設立総会の開催

令和5年12月 1日

特定非営利活動法人 黒磯観光協会  
設立代表者 氏名 荻原 正 寿



令和6年度 事業計画書  
 (法人成立の日から令和7年3月31日まで)

特定非営利活動法人 黒磯観光協会

1 事業実施の方針

観光に関する情報提供や各種イベントの開催及び協力、身近なところからできる地域の魅力掘り起こしなどを展開する。

また、カヌー体験ツアーを運営し、ツアー体験客の満足度アップに繋がるよう、事業の企画運営を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	予算額(千円)
1 観光宣伝事業	① 他団体主催のイベント参加	通年	近隣地域	職員1名	地域観光従事者	100
	② 観光パンフレットの作成	通年	事務所	職員1名	地域観光従事者	100
	③ 広報活動及び取材協力	通年	事務所	職員1名	地域観光従事者	100
	④ 観光パンフレットの送付及び電話等による観光案内	通年	事務所	職員2名	地域観光従事者	500
2 観光資源の保護事業	① 木の俣園地から板室温泉街への清掃活動	6月	板室木の俣	ボランティア10名	市民及び観光客	30
3 観光誘客事業	① 板室温泉鯉のぼり遊泳	4月上旬～5月下旬	やすらぎ橋周辺	ボランティア30名	市民及び観光客	150
	② 板室温泉アウトドアトリップ	時期未定	板室地区	職員1名	地域観光従事者及び観光客	150
	③ 板室温泉祈願祭	8月8日	籠岩神社	職員1名	地域住民	150
	④ 黒磯地内に雛人形を飾りスタンプラリーやイベント事業	1/15～3/31	黒磯地内20カ所	ボランティア10名	地域観光従事者及び観光客	150
	⑤ 域内を回遊する消費拡大事業	時期未定	黒磯地内	職員2名	地域観光従事者及び観光客	1500
4 観光従事者接遇向上事業	① 観光従事者対象に先進地域への視察研修会	2月中旬	先進的取り組み地域	職員1名	地域観光従事者	100

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	予算額 (千円)
1 カヌー体験ツアー事業	① カヌー体験ツアーの実施	4月中旬から11月中旬	板室ダム湖	委託事業者5名	400

## 1. 活動方針

特定非営利活動法人黒磯観光協会は、今日まで50年以上にわたり任意団体として活動してまいりました。那須塩原市が目指す観光立市に寄与する一団体としてさらに高みを目指すべく、担当地区の観光振興に寄与する活動を推進していきます。

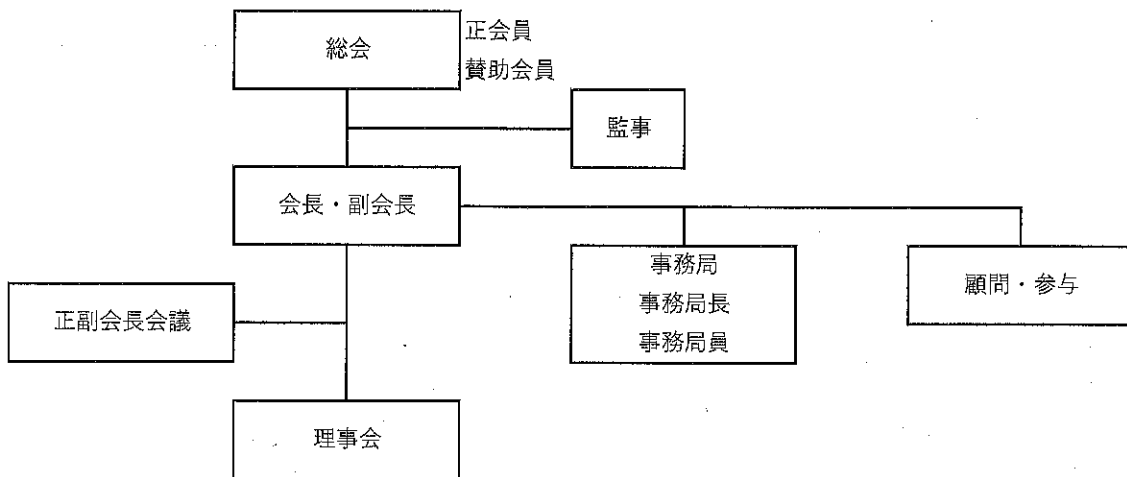
担当地区に求められる持続可能な取り組みとして、新旧融合した活力あるまちづくりを中心に、歴史・文化的財産や自然遺産を活用した回遊する仕組みを推進してまいります。

## 2. 令和6年度重点活動

令和6年度は、下記の事業に重点的に取り組みます。

- ・豊かな自然を生かしたコンテンツづくり
- ・周遊性向上に寄与する活動
- ・新たな観光資源の発掘

## 3. 運営組織図



## 4. 観光振興事業

### 4-1 広報事業

メディア、印刷物、PR キャンペーンその他、DXをはじめ多様なチャンネルを活用した広報を推進する。

#### 【主な事業内容】

- ・観光協会ホームページ運営事業
- ・観光情報発信拠点を活用したPR事業（那須塩原市観光局、那須地区総合観光案内所、まちなか交流センターくるる、那須塩原市図書館みるる）
- ・DXを活用した広報事業

#### 4-2 誘客事業

黒磯地区への誘客を促進する。

##### 【主な事業内容】

- ・ 那須塩原市観光局との連携 PR キャンペーン
- ・ 板室温泉旅館組合との連携 PR キャンペーン
- ・ 栃木県観光物産協会との連携 PR キャンペーン

#### 4-3 交流人口拡大推進事業

市内外を問わず、多くの旅行者の地域周遊を促進する。

##### 【主な事業内容】

- ・ 那須塩原市ひなめぐり（1月～3月）
- ・ 板室温泉活性化委員会事業  
板室温泉鯉のぼり（4月～5月）
- ・ 黒磯アウトドア委員会事業  
板室温泉アウトドアトリップ（時期未定）
- ・ 板室温泉旅館組合事業  
板室温泉三大祈願祭（8月）

#### 4-4 観光消費額拡大推進事業

観光客と地域事業者の連携を推進し観光消費額を高める。

##### 【主な事業内容】

- ・ 宿泊に関わる観光振興事業
- ・ 域内を回遊する消費拡大事業

令和7年度 事業計画書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

特定非営利活動法人 黒磯観光協会

1 事業実施の方針

観光に関する情報提供や各種イベントの開催及び協力、身近なところからできる地域の魅力掘り起こしなどを展開する。

また、カヌー体験ツアーを運営し、ツアー体験客の満足度アップに繋がるよう、事業の企画運営を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	予算額(千円)
1 観光宣伝事業	① 他団体主催のイベント参加	通年	近隣地域	職員1名	地域観光従事者	100
	② 観光パンフレットの作成	通年	事務所	職員1名	地域観光従事者	100
	③ 広報活動及び取材協力	通年	事務所	職員1名	地域観光従事者	100
	④ 観光パンフレットの送付及び電話等による観光案内	通年	事務所	職員2名	地域観光従事者	500
2 観光資源の保護事業	① 木の俣園地から板室温泉街への清掃活動	6月	板室 木の俣	ボランティア 10名	市民及び観光客	30
3 観光誘客事業	① 板室温泉鯉のぼり遊泳	4月上旬 ～5月下旬	やすらぎ 橋周辺	ボランティア 30名	市民及び観光客	150
	② 板室温泉アウトドアトリップ	時期未定	板室地区	職員1名	地域観光従事者及び観光客	150
	③ 板室温泉祈願祭	8月8日	籠岩神社	職員1名	地域住民	150
	④ 黒磯地内に雛人形を飾りスタンプラリーやイベント事業	1/15～ 3/31	黒磯地内 20カ所	ボランティア 10名	地域観光従事者及び観光客	150
4 観光従事者接遇向上事業	① 観光従事者対象に先進地域への視察研修会	2月中旬	先進的取り組み地域	職員1名	地域観光従事者	100

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	予算額 (千円)
1 カヌー体験ツアー事業	① カヌー体験ツアーの実施	4月中旬から11月中旬	板室ダム湖	委託事業者5名	400



## 1. 活動方針

特定非営利活動法人黒磯観光協会は、今日まで50年以上にわたり任意団体として活動してまいりました。那須塩原市が目指す観光立市に寄与する一団体としてさらに高みを目指すべく、担当地区の観光振興に寄与する活動を推進していきます。

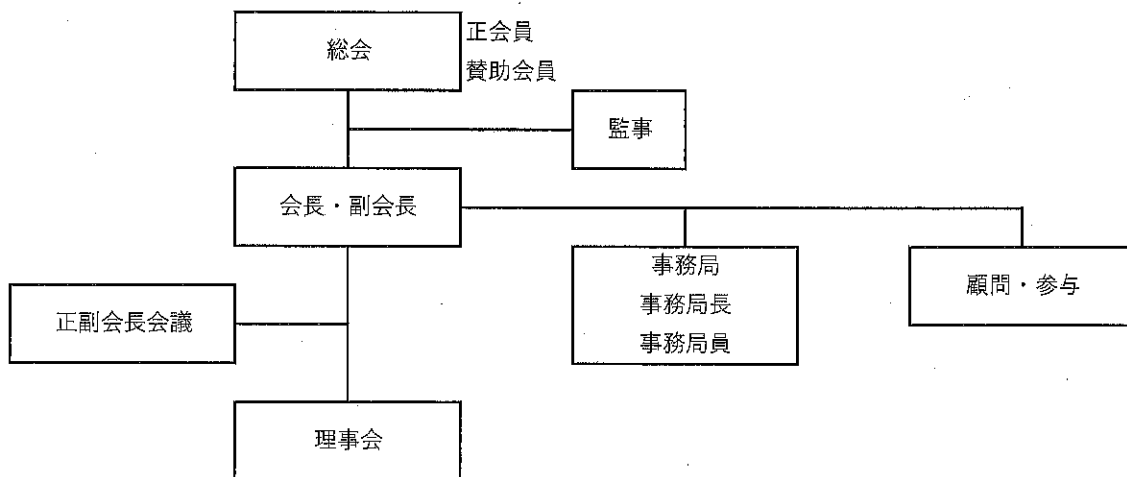
担当地区に求められる持続可能な取り組みとして、新旧融合した活力あるまちづくりを中心に、歴史・文化的財産や自然遺産を活用した回遊する仕組みを推進してまいります。

## 2. 令和7年度重点活動

令和7年度は、引き続き下記の事業に重点的に取り組みます。

- ・豊かな自然を生かしたコンテンツづくり
- ・周遊性向上に寄与する活動
- ・新たな観光資源の発掘

## 3. 運営組織図



## 4. 観光振興事業

### 4-1 広報事業

メディア、印刷物、PR キャンペーンその他、DXをはじめ多様なチャンネルを活用した広報を推進する。

#### 【主な事業内容】

- ・観光協会ホームページ運営事業
- ・観光情報発信拠点を活用したPR事業（那須塩原市観光局、那須地区総合観光案内所、まちなか交流センターくるる、那須塩原市図書館みるる）
- ・DXを活用した広報事業

#### 4-2 誘客事業

黒磯地区への誘客を促進する。

##### 【主な事業内容】

- ・ 那須塩原市観光局との連携 PR キャンペーン
- ・ 板室温泉旅館組合との連携 PR キャンペーン
- ・ 栃木県観光物産協会との連携 PR キャンペーン

#### 4-3 交流人口拡大推進事業

市内外を問わず、多くの旅行者の地域周遊を促進する。

##### 【主な事業内容】

- ・ 那須塩原市ひなめぐり（1月～3月）
- ・ 板室温泉活性化委員会事業  
板室温泉鯉のぼり（4月～5月）
- ・ 黒磯アウトドア委員会事業  
板室温泉アウトドアトリップ（時期未定）
- ・ 板室温泉旅館組合事業  
板室温泉三大祈願祭（8月）

#### 4-4 観光消費額拡大推進事業

観光客と地域事業者の連携を推進し観光消費額を高める。

##### 【主な事業内容】

- ・ 宿泊に関わる観光振興事業
- ・ 域内を回遊する消費拡大事業

令和6年度 活動予算書  
法人成立の日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 黒磯観光協会

(単位：円)

科 目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	1,800,000	0	1,800,000
賛助会員受取会費	200,000	0	200,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,500,000	0	1,500,000
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	0
4. 事業収益			
カヌー事業収益	0	1,000,000	1,000,000
5. その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	3,500,000	1,000,000	4,500,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
福利厚生費	100,000	0	100,000
人件費計	100,000	0	100,000
(2)その他経費			
業務委託費	1,600,000	0	1,600,000
諸謝金	50,000	0	50,000
印刷製本費	100,000	100,000	200,000
旅費交通費	100,000	0	100,000
車両費	350,000	0	350,000
通信運搬費	200,000	0	200,000
消耗品費	30,000	50,000	80,000
保険料	100,000	100,000	200,000
諸会費	100,000	0	100,000
租税公課	120,000	150,000	270,000
研修費	50,000	0	50,000
支払手数料	30,000	0	30,000

支払助成金	0	0	0
雑費	100,000	0	100,000
その他経費計	2,930,000	400,000	3,330,000
事業費計	3,030,000	400,000	3,430,000
2. 管理費			
(1)人件費			
法定福利費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2)その他経費			
会議費	50,000	0	50,000
修繕費	50,000	100,000	150,000
減価償却費	50,000	50,000	100,000
水道光熱費	240,000	0	240,000
地代家賃	360,000	0	360,000
賃借料	50,000	50,000	100,000
その他経費計	800,000	200,000	1,000,000
管理費計	800,000	200,000	1,000,000
経常費用計	3,830,000	600,000	4,430,000
当期経常増減額	-330,000	400,000	70,000
経理区分振替額	400,000	-400,000	0
当期正味財産増減額	70,000	0	70,000
設立時正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額	70,000	0	70,000

令和7年度 活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 黒磯観光協会

(単位：円)

科 目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	1,800,000	0	1,800,000
賛助会員受取会費	200,000	0	200,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	0
4. 事業収益			
カヌー事業収益	0	1,000,000	1,000,000
5. その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	2,000,000	1,000,000	3,000,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
福利厚生費	100,000	0	100,000
人件費計	100,000	0	100,000
(2)その他経費			
業務委託費	100,000	0	100,000
諸謝金	50,000	0	50,000
印刷製本費	100,000	100,000	200,000
旅費交通費	100,000	0	100,000
車両費	350,000	0	350,000
通信運搬費	200,000	0	200,000
消耗品費	30,000	50,000	80,000
保険料	100,000	100,000	200,000
諸会費	100,000	0	100,000
租税公課	120,000	150,000	270,000
研修費	50,000	0	50,000
支払手数料	30,000	0	30,000

支払助成金	0	0	0
雑費	100,000	0	100,000
その他経費計	1,430,000	400,000	1,830,000
事業費計	1,530,000	400,000	1,930,000
2. 管理費			
(1)人件費			
法定福利費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2)その他経費			
会議費	50,000	0	50,000
修繕費	50,000	100,000	150,000
減価償却費	100,000	50,000	150,000
水道光熱費	240,000	0	240,000
地代家賃	360,000	0	360,000
賃借料	50,000	50,000	100,000
その他経費計	850,000	200,000	1,050,000
管理費計	850,000	200,000	1,050,000
経常費用計	2,380,000	600,000	2,980,000
当期経常増減額	-380,000	400,000	20,000
経理区分振替額	400,000	-400,000	0
当期正味財産増減額	20,000	0	20,000
前期繰越正味財産額	70,000	0	70,000
次期繰越正味財産額	90,000	0	90,000